

◎新潟県告示第215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年2月23日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	新潟市江南区太右エ門新田1番地	山我 森實 (理事長)
〃	〃 東区海老ヶ瀬2341番地乙	鈴木 昭博
〃	〃 江南区砂岡1丁目3番26号	榎並 弥
〃	〃 東区東中島3丁目7番19号	齋藤 博文
〃	〃 江南区小杉1丁目1番1号	青木 清
〃	〃 江南区直り山917番地	小林 進
〃	〃 江南区酒屋町871番地3	伊田 政一
〃	〃 中央区女池2丁目2番20号	渡辺 六三
〃	〃 中央区長潟783番地	田中 敏明

就任年月日 平成28年2月6日

2 退任

理事	新潟市江南区太右エ門新田1番地	山我 森實 (理事長)
〃	〃 東区海老ヶ瀬2341番地乙	鈴木 昭博
〃	〃 江南区大淵1177番地	三浦 澄郎
〃	〃 江南区砂岡1丁目3番26号	榎並 弥
〃	〃 江南区横越東町2丁目5番30号	佐藤 一一
〃	〃 江南区酒屋町871番地3	伊田 政一
〃	〃 中央区女池2丁目2番20号	渡辺 六三
〃	〃 中央区長潟783番地	田中 敏明
〃	〃 東区東中島3丁目7番19号	齋藤 博文

退任年月日 平成28年2月5日